

平成23年3月28日  
役員会申合せ

### 特定の業務に本学教職員に従事させる場合の取扱いについて

本学が実施する特定の事業を推進するため、本学教職員を本来の教育・研究業務以外の業務（以下「特定業務」という。）に従事させる場合の取扱いについて定める。

1. 次のいずれにも該当する場合には、特定業務に従事する教職員に対して謝金を支払うことができるものとする。
  - ・ 特定業務のもととなる事業に関して、実施要項等を定めており個別・独自の事業であると認められること。
  - ・ 謝金支出のもととなる事業が独立の収支を有しており、謝金は当該事業の経費から支出すること。
  - ・ 謝金額について、本学諸謝金基準単価表に基づくほか、根拠となる適正な算出基準が定めてあること。
2. 上記1に該当する事業を実施する場合には、事前に役員会の承認を得ることとする。
3. この取扱いに定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定めることができる。